

戦略的環境アセスメント総合研究会設置要綱

制 定 平成 10 年 7 月 3 日

最終改正 平成 18 年 7 月 19 日

1. 目 的

個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることとなる計画（上位計画）や政策の決定における環境配慮のための仕組みである戦略的環境アセスメント（以下「SEA」という。）については、近年、欧州各国や開発途上国においてその推進が図られており、我が国でも、環境影響評価法案の衆参両議院の附帯決議において、「国際的動向や我が国での現状を踏まえて、制度化に向けて早急に具体的な検討を進めること」と指摘されているところである。

また、第3次環境基本計画（平成 18 年 4 月閣議決定）において、SEA の考え方をさらに具体化するとともに、その仕組みの確立に向けての検討を推進することが基本的方向性として示されるとともに、国や地方公共団体における取組の有効性、実効性の十分な検証を行いつつ、我が国における計画の特性や計画決定プロセス等の実態に即した SEA に関する共通的なガイドラインの作成を図り、これらの取組を踏まえて、上位計画の決定に当たっての SEA の制度化に向けての取組を進めること、さらには、政策の決定に当たっての SEA に関する検討を進めることとされているところである。

このため、我が国における上位計画の決定に当たっての SEA の制度化に向けて、SEA の導入に必要なガイドラインの作成を行うため、戦略的環境アセスメント総合研究会（以下「研究会」という。）を設置する

2. 検討内容

- (1) 国内外における SEA の実施状況の把握等
- (2) SEA のあり方
- (3) SEA の事例研究等
- (4) 共通的なガイドラインの作成
 - 対象範囲
 - 実施手続
 - 評価方法

3. 組織等

(1) 研究会

研究会は、学識経験者のうちから総合環境政策局長が委員に委嘱する検討員をもって構成する。

研究会に座長を置き、検討員の互選によりこれを定める。座長は研究会の会務を総理する。

座長に事故があるとき等において座長の職務を代行するため、研究会に座長代行を置き、座長の指名によりこれを定める。

(2) その他

研究会は必要に応じて学識経験者等の出席を求めることができる。
会議の庶務は環境影響評価課において処理する。